

## 台風等の非常変災時における対応

### 1 台風等の非常変災時における生徒の登校について

- (1) 平常の登校日において、学校所在地もしくは居住市町に以下の警報等が**発表**されている場合、生徒は登校準備をして自宅待機とする。

① 「暴風警報」、「暴風雪警報」が発表されている場合。

② レベル4以上の警報（〇〇危険警報、〇〇特別警報）が発表されている場合。

③ 市町村から居住地区および登下校経路に「避難指示」が発令されている場合。

※ただしレベル3の警報発表時でも状況によっては自宅待機となる場合もあるため、マチコミで確認すること。

- (2) 午前10時00分までに上記(1)①～③のすべてが解除された場合は、安全を十分確認し、授業の準備をして登校する。

- (3) 午前10時00分の時点においても上記(1)①～③のすべてが解除されていない場合には「臨時休業」とする。

- (4) 普段登下校に利用している公共交通機関が運休している場合は、原則として自宅待機とし、自主学习とする。この場合は、必ず学校に連絡すること。ただし、代替の登校手段（保護者の送迎等）が確保でき、安全に登校できると判断される場合は、この限りではない。

また、登校途中に駅などで運休が判明した場合は、安全な場所（駅の待合室など）で身の安全を確保した上で、保護者や学校に連絡し指示を仰ぐこと。悪天候での移動は危険を伴うため、無理に帰宅や登校をしようとししないこと。

- (5) 休業日に部活動、学校行事等が実施されている場合、上記に準じる。

- (6) 居住地区に地震・津波等の大災害が起こっている場合や、避難指示が発表されている場合また、大災害直後などに風水害による2次災害の恐れがある場合は、生徒及び家族の安全確保を最優先し、自宅等で待機または避難するなど、直ちに命を守る行動をとる。

- (7) 非常変災時における「臨時休業」等の情報配信は学習支援クラウドサービス及びホームページ等で行う。原則として学校への問い合わせはしない。

### 2 Jアラート発令時の対応について

弾道ミサイル飛来等に伴うJアラートが愛媛県に発令され、緊急に対応すべき事態が生じた場合に備え、以下の対応を取る。

- (1) 情報の伝達について

弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合、ラジオ・テレビ・スマートフォン等の媒体を介してミサイル発射等の情報（Jアラート）が発令されるので、冷静かつ適切な対応をする。

- (2) 生徒の避難について

Jアラートが愛媛県に発令された場合の避難については以下の対応を取る。

① できるだけ近くの頑丈な建物（コンクリート造りの建物）や地下街などに避難する。

② 近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。

③ Jアラート発令中は、外に出ないで屋内避難を続ける。

④ 授業中等にJアラートが発令された場合は、屋内に避難する。

- (3) 登下校中の避難について

登下校中にJアラートが愛媛県に発令され「屋内避難の呼びかけ」があった場合は、各自が避難行動を取る（Jアラートが解除されるまで）。JR等の公共交通機関で登下校をしている場合は、その指示に従う。

- (4) 臨時休業について

① 自宅を出るまでに、Jアラートが愛媛県に発令され「屋内避難の呼びかけ」があった場合は、自宅待機とする。

② 正午までにJアラートが解除された場合、安全を十分確認し、授業の準備をして登校する。

③ 正午を過ぎてもJアラートが継続している場合や、JR等の公共交通機関も利用できない状態が続いている場合は、自宅学習とする。